平成２３年（フ）第３９号
福岡県小郡市小郡1424番地１、前住所福岡県小郡市三国が丘５丁目24番地
債務者　岩永　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４１号
福岡県うきは市吉井町720番地
債務者　内田　與七
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県柳川市三橋町垂見449番地１　サンハイツ大橋Ｂ棟102号
債務者　永井ひとみ（旧姓枝光・荒木）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市西千石町９番８号コスミビル402号
債務者　大村　和人
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目８番23号
債務者　吉元　繁子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
群馬県桐生市仲町２丁目２番25号
債務者　山岡　　進
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３号
千葉県館山市正木1284番地の１、申立時住所千葉県館山市那古1004番地　サンパレス那古103
債務者　木村　満純
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６号
千葉県館山市船形1151番地
債務者　鈴木　俊明
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第８０７号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目37番18号五味アパート102号
債務者　川西　　学
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目35番６号
債務者　中山　英恵
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４号
相模原市南区新戸2687番地７
債務者　泉田奈津子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５号
相模原市南区上鶴間本町７丁目14番46号　グランド・ルー201
債務者　鈴木　　信
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６６号
相模原市中央区上溝4502番地１　政富マンション203号
債務者　西井　相子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション106号
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　高ケ原団地２―301号室
債務者　小野　　武
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第８４号
京都市上京区大宮通上長者町下る東堀町615番地
債務者　髙原　聖子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
京都府宇治市槇島町石橋49番地　サンシティ槇島303号
債務者　森　智津子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係